

○内閣府
農林水産省令第 号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）を実施するため、農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

農林水産大臣 鈴木 憲和

農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令

農業信用保証保険法施行規則（昭和四十一年大蔵省
農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保証業務に係る損失の処理)</p> <p>第三条の二 法第十一条第一号から第三号までに掲げる業務に関する経理において決算上の不足金を生じたときは、法第十条第一項の準備金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、同条第二項の規定による繰入金を取り崩してこれに充てることができる。</p> <p>2 法第十一条第一号から第三号までに掲げる業務に関する経理において前事業年度から繰り越された不足金があるときは、前項の繰入金を取り崩してこれに充てることができる。</p>	<p>(新設)</p>

附 則

この命令は、令和八年十月一日から施行する。